



草加市監査委員告示第3号

監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について（公表）

地方自治法第199条第7項の規定により実施した平成28年度財政援助団体等監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について、平成29年1月25日付けで草加市長から通知があったため、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年1月30日

草加市監査委員 中村幸彦

草加市監査委員 小澤敏明

監査の結果に関する報告（平成28年12月21日 草監第116号）

1 監査対象団体等

社会福祉法人草加市社会福祉事業団

所管：健康福祉部 福祉課、長寿支援課、障がい福祉課

2 監査結果及び措置状況

指摘内容	措置状況
郵券の管理について 実査を行った際、事業団事務局にて管理している郵券(切手)のうち、複数の金種において実際の在庫枚数が郵便切手等受払簿の在庫枚数と相違していました。金品の適正な管理は不正リスクを低減させるための基本事項ですので、明瞭な運用方法を検討し、組織的なチェック体制を構築してください。	次のような運用方法に変更しました。 使用するときは、使用者が受払簿に必要事項を記入、押印し、管理担当者に提示します。 管理担当者は、記入に基づいて切手を渡し、残数確認の上押印します。 管理責任者は、定期的に受払簿を確認し、確認日を記入の上押印します。 この方法により、使用者自らが払い出すことの無い、組織的なチェック体制を構築しました。